

平成16年3月26日

短期社債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内 克伸

「短期社債振替制度に係る手数料及びその料率」の一部改正について

下記のとおり、「短期社債振替制度に係る手数料及びその料率」の一部を改正することとしましたので、御通知します（別紙参照）。

記

1. 改正内容

消費税法が改正され、本年4月より、消費税（地方消費税相当額を含む。）を含んだ支払総額の表示を義務付ける「総額表示方式」が開始されることに伴い、手数料に係る消費税の取扱いを明確化することとしました。

2. 施行日

改正規定は平成16年4月1日から施行します。

以上

(問合せ先) 社債等振替業務室 CP担当 電話 03-3661-0977
FAX 03-3661-2810